

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年9月11日（令和2年（行情）諮問第452号）

答申日：令和4年5月30日（令和4年度（行情）答申第38号）

事件名：特定の開示決定で開示された文書が収められていた行政文書ファイルに含まれる文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年9月20日付け防官文第7484号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取消し、不開示部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

決定対象の文書は、新安保条約の日米交渉や国会審議に関連していると考えられる。新安保条約は1950年代後半に日米間で交渉され、1960年に国会で審議された。外務省は、新安保条約の交渉経緯（国会審議に関する情報も含む）を、外交記録公開制度や情報公開制度を通じて基本的に公開している。

決定では文書2, 3, 6, 7, 8について、文書の件名と本文全てを不開示とする理由として、日米安保体制に関する政府見解の検討段階における未成熟な情報で、これを公にすることで米国など他国との信頼関係を損ない、国民に不当に混乱を生じさせる恐れがあるという趣旨の主張をしている。文書2, 3については、国の安全が害されるおそれがあるとも主張している。しかしながら、1960年前後に作成されたとみられる文書を公開しても、そのようなおそれが現実化するとは考えづらく、なかでも文書の件名や本文全てを不開示にしているのは、法の目的を踏まえない不開示規定の濫用である。

文書5, 11, 13については、文書の件名と本文全てを不開示とする理由として、特定の団体に関する情報であることを挙げている。特定

の団体に関する文書では、件名に団体名を含む可能性があるため、そのような場合には不開示にする必要性は考えられるが、本文全てを不開示にする必要まであるのか疑問である。

なお、文書4については、今回の決定において「公にすることを前提としていない米国の見解に関する情報であり、これを公にすることにより同国との信頼関係が損なわれるおそれがある」と主張して一部を不開示としているが、外務省が平成22年度第1回外交記録公開において今回の非開示部分を含めて全て開示している。

## (2) 意見書

本意見書では、法5条3号及び5号を理由に不開示決定がなされている文書2, 3, 4, 6, 7, 8を念頭に意見を述べます。

防衛省は以上の文書について、情勢認識を含む日米安保体制に関する政府としての見解に係る検討段階における未成熟な情報であって、これを公にすることで米国など他国との信頼関係を損ない、国民に不当に混乱を生じさせるおそれがあること、また一部の文書については、国の安全が害されるおそれがあることを理由として不開示決定をしています。しかし1960年前後に作成されたとみられる日米安保体制関連の文書を公開した場合に、現実的にそのような「おそれ」があるとは想定しにくいのではないかと（少なくとも件名や文書の全面不開示は正当化されないのではないかと）考えています。理由は以下のとおりです。

第一に、他省で先行している文書公開状況です。2010年以降に外務省は、1960年日米安保条約改定交渉に関する文書を全面的に公開しています。その中には、日米安保体制に関する政府見解の検討段階における未成熟な情報を含む文書が少なからずあります（例えば、資料1（省略））。しかし、これらの文書公開により、他国との信頼関係を損ない国民に不当な混乱が生じたり、国の安全が害されたりしたケースは、私の知る限り存在しません。防衛省の主張するような「おそれ」が現実的なものなのか、慎重に検討する必要があると考えます。

なお、文書4は当初の決定では「公にすることを前提としていない米国の見解に関する情報であり、これを公にすることにより同国との信頼関係が損なわれるおそれ」があるとして、防衛省は一部分を非公開にしていました。しかし、既に外務省で同文書が全面公開されていることを指摘したところ、本年9月に同文書は全て公開されました。当初の決定を修正し追加公開してもらったことは有り難く思っていますが、防衛省が過剰に非公開決定を行っている可能性を示唆しているのではないのでしょうか。

第二に、アメリカ側の文書公開状況です。1960年前後の日米関係について、アメリカ側では（國務省や国家安全保障会議については言う

までもありませんが），軍の文書も多数公開されており，それらには検討段階の未成熟な情報も含まれています（例えば，資料2（省略））。しかしそれらにより，日米間の信頼関係が損なわれたという事実も存じ上げません。

近年の日米安保改定交渉史の研究では，重要な役割を果たしたはずの旧防衛庁の文書公開が進んでおらず，日本の政策決定過程をバランスよく描けないことが問題視されています（中島琢磨「解説 加藤陽三（灰色の領域第9回）」『アジア時報』50巻6号）。今回の文書は歴史研究の貴重な史料となり得るものであり，現代の外交や安全保障に真に悪影響のある部分以外はぜひ積極的に公開してもらいたいと考えています。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，「特定情報公開請求において開示された文書が収められていたファイル（等）に含まれる全ての文書。なお，同ファイル（等）のタイトル・管理番号等が分かるものと，存在する場合には目次やファイル仕切りについてもお願い致します。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり，これに該当する行政文書として，「飛鳥田委員の質問に対する回答 防衛庁 昭和三十四年十二月一日」，「想定」及び「安保条約改定に関する問題点」（以下「先行開示文書」という。）並びに別紙に掲げる文書を特定した。

本件開示請求については，法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し，まず，平成30年9月18日付け防官文第14727号により，先行開示文書について，法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後，令和元年9月20日付け防官文第7484号により，別紙に掲げる文書について，法5条2号イ，3号，5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は，原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条の該当性について

原処分においては，関係省庁と調整した上，別紙に掲げる文書のうち，法5条2号イ，3号，5号及び6号柱書きに該当する部分について，別表1のとおり，不開示としたものであり，本件審査請求を受け，別紙に掲げる文書の同条該当性を改めて関係省庁と検討した結果，不開示とした部分のうち別紙に掲げる文書4の8枚目及び文書11の2枚目ないし7枚目は同条2号イ，3号及び6号柱書きに該当せず，開示することとするが，その他の部分については，同条2号イ，3号，5号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

審査請求人は，上記第2の2（1）のとおり，原処分を一部取消し，不

開示部分の開示を求めるが、上記2のとおり、別紙に掲げる文書の法5条該当性を改めて検討した結果、不開示とした部分の一部を開示することとするが、その他の部分については、法5条2号イ、3号、5号及び6号柱書きに該当するため不開示としたものである。

よって、上記2のとおり不開示とした部分の一部を開示することとすることを除き、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年9月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月30日 審議
- ④ 同年10月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和4年3月1日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月8日 審議
- ⑦ 同年4月25日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑧ 同年5月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は別紙に掲げる13文書を特定し、そのうち別表1に掲げる部分を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は理由説明書（上記第3の2）において、不開示とした部分のうち、文書4の8枚目及び文書11の2枚目ないし7枚目については、改めて検討した結果開示することとするが、その他の部分については、原処分を維持することが妥当である旨説明する。さらに、その後、諮問庁から別表2に掲げる不開示部分を除いた不開示部分は、再度改めて検討した結果、開示することとするとの説明があったので、本件対象文書の見分結果に基づき、原処分において不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性について判断する。

##### 2 不開示情報該当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、本件不開示維持部分の不開示とすべき具体的な理由について諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書には、1960年に締結されたいわゆる日米安全保障条約（以下「日米安全保障条約」という。）の解釈・適用に関する見

解が問答形式で記載されているが、その作成者、作成目的及び作成又は取得時期は不明である。

イ 本件不開示維持部分には、日米安全保障条約の解釈・適用に係る内容が記載されており、現在も未解決の問題が含まれていることから、当該内容が明らかになることにより、他国との間の問題解決に影響を及ぼす可能性があるのみならず、我が国と他国との信頼関係を損ね、または交渉上の不利益を被るおそれがあるとともに、その結果、国の安全が損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

(2) 本件不開示維持部分には、上記(1)イで諮問庁が説明するとおり、現在においてもなお未解決となっている我が国と他国との間の問題について記載されているところ、これを公にすることにより、文書の作成又は取得から約60年が経過した本件開示請求時点においてもなお我が国と他国との間の問題の解決に影響を及ぼす可能性があるなどとする上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も認められず、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（原処分で特定した文書）

- 文書 1 背表紙
- 文書 2 部内資料 1（本件対象文書）
- 文書 3 部内資料 2
- 文書 4 新行政協定に関する交渉の現状 三四・一一・一〇
- 文書 5 部内資料 3
- 文書 6 部内資料 4
- 文書 7 部内資料 5
- 文書 8 部内資料 6
- 文書 9 想定（問一～問五）
- 文書 10 安保条約改定反対闘争をめぐる公務員の違反行為に対する措置  
（案）
- 文書 11 部内資料 7
- 文書 12 日米安全保障新条約の大要
- 文書 13 部内資料 8

別表 1 (不開示とした部分及び理由)

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 2	1 枚目ないし 6 6 枚目の件名及び本文の全て	情勢認識を含む日米安保体制に関する政府としての見解に係る検討段階の未成熟な情報であり、これを公にすることにより我が国の安全が害されるおそれ及び他国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
文書 3	1 枚目ないし 8 枚目の件名及び本文の全て	
文書 4	8 枚目の本文の一部	公にすることを前提としていない米国の見解に関する情報であり、これを公にすることにより同国との信頼関係が損なわれるおそれがあることから法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 5	1 枚目ないし 1 0 2 枚目の件名及び本文の全て	公にすることを前提としていない特定の団体に係る情報であり、これを公にすることにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
文書 6	1 枚目及び 2 枚目の件名及び本文の全て	日米安保体制に関する政府としての見解に係る検討段階の未成熟な情報であり、これを公にすることにより米国との信頼関係が損なわれるおそれがあるとともに、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
文書 7	1 枚目ないし 1 2 枚目の件名及び本文の全て	
文書 8	1 枚目ないし 4 枚目の件名及び本文の全て	
文書 1 1	1 枚目ないし 7 枚目の件名及び本文の全て	公にすることを前提としていない特定の団体に係る情報であり、これを公にすることにより当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、国の事務の適正
文書 1 3	1 枚目の件名及び本文の全て	

		な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから法5条2号イ及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
--	--	---

別表 2 (本件不開示維持部分)

文書番号	不開示とした部分
文書 2	17 枚目ないし 19 枚目の本文の全て, 20 枚目の本文の一部, 25 枚目の本文の全て及び 26 枚目の本文の一部